

窓口相談に必要な主な書類とは(参考)

窓口相談に必要な主な書類は次のとおりです。ただし、相談の内容、状況に応じて別途必要な書類を求めることがあります。

<市街化区域の場合>

- ① 案内図（住宅地図の写し等、相談地の状況がわかるもの）
- ② 公図の写し
- ③ 土地登記事項証明書
- ④ 土地利用計画図（案）（接する道路の市道番号、認定幅員、現況幅員及び建築基準法の扱いを記入する）

<市街化調整区域の場合>

1. いわゆる分家住宅の「新築」

- ① 案内図（住宅地図の写し等、相談地の状況がわかるもの）
- ② 公図の写し
- ③ 土地登記事項証明書
- ④ 土地利用計画図（案）（接する道路の市道番号、認定幅員、現況幅員及び建築基準法の扱いを記入する）
- ⑤ 戸籍謄本（開発行為を行う者と土地所有者である親族又は市街化調整区域の居住者である親族の続柄が確認できるもの）
- ⑥ 住民票（開発行為を行う者と親族の住所が確認できるもの）
- ⑦ 固定資産課税台帳（名寄せ帳）の写しの証明又は無資産証明（開発行為を行う者の資産の状況がわかるもの）
- ⑧ その他（閉鎖登記簿、建物賃貸借契約書等）

2. 既存建築物の「改築」、「増築」、「用途変更」、「敷地拡張」

- ① 案内図（住宅地図の写し等、相談地の状況がわかるもの）
- ② 公図の写し
- ③ 土地登記事項証明書
- ④ 建物登記事項証明書又は既存建築物が未登記の場合は固定資産課税台帳（名寄せ帳）の写しの証明若しくは既存家屋証明書
- ⑤ 開発（建築）許可通知書・建築確認通知書・適合証明書の写し 等
- ⑥ 土地利用計画図（案）（接する道路の市道番号、認定幅員、現況幅員及び建築基準法の扱いを記入する）
- ⑦ 予定建築物の平面図（案）
- ⑧ 農家証明書（建築主が農業従事者であることがわかるもの）
- ⑨ その他（閉鎖登記簿、他）

3. 適用除外施設(農業用)の「新築」

- ① 案内図（住宅地図の写し等、相談地の状況がわかるもの）
- ② 公図の写し
- ③ 土地登記事項証明書
- ④ 土地利用計画図（案）（接する道路の市道番号、認定幅員、現況幅員及び建築基準法の扱いを記入する）
- ⑤ 予定建築物の平面図（案）
- ⑥ 農家証明書（建築主が農業従事者であることがわかるもの）

お問い合わせ先

担当

久喜市建設部都市計画課開発指導係

電話

0480-22-1111 内線 4666、4667、4668